

会議録(1)

| | | |
|-----------|---|--|
| 会議の名称 | 平成30年度 第5回児童発達支援センター設置検討委員会 | |
| 開催日時 | 平成31年1月22日(火) 午後1時15分 開会、午後3時15分 閉会 | |
| 開催場所 | 市役所4階：入札室 | |
| 座長氏名 | 並木範一 | |
| 出席委員(者)氏名 | 並木範一、桑野恵介、越智恵子、白木久美子、海老澤小真紀、後藤博、新井真由美、桂川泰典、齋藤玲 | |
| 欠席委員(者)氏名 | 尾上昌弘、塙博昭、植竹利之 | |
| 説明者の職氏名 | 副参事 中村正幸、副主幹 細谷淳子 | |
| 会議次第 | 1 開会 2 座長あいさつ 3 部長あいさつ 4 議題 (1) 児童発達支援センターで実施する事業(案)について ①その他の事業について (ア) 保育所等訪問支援事業について (イ) レスパイトケアについて ②家族への支援について ③一般市民への普及啓発について (2) 児童発達支援センターの基本理念と方針について (3) 児童発達支援センター事業の実施主体について (4) その他の意見 5 事務連絡 6 閉会 | |
| 非公開理由 | | |
| 傍聴者数 | 1人 | |
| 配布資料 | 資料1-(1)-①-(ア) 保育所等訪問支援事業について 資料1-(1)-①-(イ) レスパイトケアについて 資料1-(1)-② 家族支援について 資料1-(1)-③ 一般市民への普及啓発について 資料1-(2)-① 児童発達支援センターの基本理念と方針について 資料1-(3) センター事業の実施主体について 資料2 相談支援事業、児童発達支援事業、地域支援事業についての意見 | |
| 関係課職員氏名 | 【地域保健課】 主幹 吉川真奈美 【障害者支援課】 主任 金本忠至 【保育幼稚園課】 主任 浅川富士子 【青少年課】 主幹 吉澤茂久 【こども支援課】 主幹 神山幸彦 利用者支援専門員 橋本綾子 | |

| | |
|----------|---|
| 事務局職員職氏名 | 【子ども支援部】 部長 鳥山政之、次長 原嶋裕子 【子ども支援課】 課長 横田一洋、副参事 中村正幸、 副主幹 紺谷淳子、副主幹 大谷元実 |
| 会議録作成方法 | 要点筆記 |

会議録（2）

議事の概要（経過）・決定事項

- 1 下記の議題について事務局から説明し、意見交換を行った。
委員からの質疑については、事務局が回答した。
 - (1) 児童発達支援センターで実施する事業（案）について
 - ①その他の事業について
 - (ア) 保育所等訪問支援事業について
 - (イ) レスパイトケアについて
 - ②家族への支援について
 - ③一般市民への普及啓発について
 - (2) 児童発達支援センターの基本理念と方針について
 - (3) 児童発達支援センター事業の実施主体について
 - (4) その他の意見

会議録（3）

| 発言者 | 発言内容 |
|------|---|
| | (委員及び事務局の発言が行われた部分のみ記述する) |
| 並木座長 | (座長あいさつ) |
| 鳥山部長 | (部長あいさつ) |
| 司会 | これより議事に移りますが入間市児童発達支援センター設置検討委員会要綱第5条第項1項の規定によりまして並木座長に議事を進行していただきます。 |
| 並木座長 | <p>会議がスムーズに運営されますようご協力お願いいたします。</p> <p>本日は現時点で8名の委員にご出席頂いていますので設置検討委員会要綱第5条第2項の規定に基づき本日の会議は成立しています。本日の会議録に署名を頂く委員ですが、今回につきましては名簿順で海老澤委員にお願いいたします。続きまして、傍聴者がおりましたら、入場をお願いします。</p> <p>これより議題に入ります。初めに議題1、児童発達支援センターで実施する事業①その他の事業、保育所等訪問支援事業について事務局から説明をお願いいたします。</p> |
| 事務局 | 資料1-(1) - ①- (ア) 保育所等訪問支援事業についてを用いて説明 |
| 後藤委員 | <p>巡回支援と保育所等訪問支援は、子どもに対する支援をする人が、指導をする人への助言、アドバイスを併せて行えるので、子どもへの支援がそのまま教育や保育の現場で一体化していくのでよいと思う。</p> <p>学校現場では巡回支援をお願いしても順番が回ってこない現状があるので人数的な問題で対応ができるかというのも一つの課題になると思う。</p> |
| 越智委員 | 保育所等訪問支援事業は誰の依頼で始まるのか。 |
| 事務局 | 保護者からの依頼になる。通所給付決定を受けて利用するサービスである。巡回支援は、施設からの依頼で職員が支援を受ける。子どもは直接支援しない。 |
| 新井委員 | 支援学校も、センター的機能があり巡回相談をする役割がある。市、教育センターも含めて役割分担するか、ふじみ野市のようにチームで行うか等について詰める必要がある。巡回相談は施設の先生たちにアドバイスするという立場で行っているので、子どもの支援に入ってしまうと、その施設の方の専門性を奪ってしまう場合もある。具体的なイメージの中では考えていかなければならないと思った。ただ専門的な立場で、子どもたちが成長していくためにある優れた機能として心強いと思う。 |

| 発言者 | 発言内容 |
|-------|---|
| 越智委員 | 保育所等訪問の利用状況は。 |
| 事務局 | 市の実績は昨年度1件、今年度1件。市内には他に1事業所あり、小学校で実績があると聞いている。 |
| 並木座長 | 巡回支援と保育所等訪問支援事業は似た事業ではあるが、希望する方が専門職なのか子どもの家族なのかの違いがある。提供目的も変わってくる中で、どのように整理するかが課題である。事務局の考えは。 |
| 事務局 | どちらも施設を巡回する事業なので、子どもに対する支援を行うと同時に、他の子どもの様子が把握でき、施設職員への助言等もできれば効率的である。 |
| 海老澤委員 | 息子が保育園に行っているときに、作業療法士が来てアドバイスを受けたと聞いたことがあるが、それが巡回支援か。 |
| 並木座長 | 保育所等訪問支援事業は、海老澤委員が希望された時に支援の提供が始まるものなので、自分で依頼したのでなければ巡回支援だと思われる。 |
| 桂川委員 | 特別支援の巡回相談、巡回支援は教育委員会が行っていることが多く、入間市でも教育委員会主導で実施していると思うが、保育所等訪問支援との統合は技術的に可能か。 |
| 事務局 | どのように整理できるかが今後の課題であり、教育委員会との調整が必要である。 |
| 桂川委員 | 後藤委員も言っていたように、巡回相談は訪問回数があまり多くない。保育所等訪問支援は日常的に回数多く出られると思うので、どのようにバランスをとるのかが課題。一つのチームを作りリーダーが年数回巡回相談をし、実働部隊が日常的に出ていくのか、訪問頻度が全く違う事業なので、統合するためのプランがあるとよい。 |
| 事務局 | 巡回支援の訪問回数を多くできるなどすれば、子どもに対する支援が分厚くできるのではないかと考えている。 |
| 桑野委員 | 保育所等訪問支援は、保護者の依頼でサービス提供が始まる。その子に対する支援のニーズを親御さんが感じている。一方、保育園、幼稚園等は集団の中で必ずしもその子の優先順位が高いとは限らず、ニーズのズレが生じてしまう。保育所等訪問支援に巡回支援も併せて実施できる体制を持っていると保護者と施設のニーズに応えられる。可能なのであれば、教育委員会で巡 |

| 発言者 | 発言内容 |
|------|--|
| | 回支援を行っているからセンターでは必要ないということでなく、センターでどちらもできる体制を作つておくと、現場は動きやすいのではないかと思う。 |
| 並木座長 | 保育所等訪問支援、巡回支援それにメリットがあり、役割も異なる中で体制的に可能なのか、教育委員会と調整し実現の可能性があるのか、事務局で検討をお願いします。 次に、レスパイトケアについて事務局より説明をお願いします。 |
| 事務局 | 資料 1-(1) - ①- (イ) レスパイトケアについてを用いて説明 |
| 齋藤委員 | 放課後等デイサービスは民間では受け入れが難しい子どもを対象にしてほしい。相談支援については、敷居の低い相談窓口と言っても簡単には行けない。わざわざ相談に来るのではなく、日常的に来ていて、その流れで相談できるという流れになればよいのではないか。所沢市のことどもと福祉の未来館のようなイメージ。 |
| 白木委員 | レスパイトケアに利用できる事業の情報提供について、役に立つ情報を得られれば、来てよかったですと思える。施設について教えてくれるのはいいが、その子が使えるものなのか踏まえて提供してもらいたい。また、利用までの手続きや利用施設への連絡等もしてもらえば相談支援の充実になるのではないか。相談した側の充実度が上がると思う。切羽詰まった状態で相談に来るので、利用につながらない情報はほしくないというのが本音。施設の一覧だけ渡されてここから探してくださいと言われても、そこからが大変で、一軒一軒連絡し子どもの状態を説明しても利用できない場合も多い。それを繰り返すことでお母さん達は心をすり減らしてしまう。ここが充実できれば情報提供のイメージが変わってくる。 |
| 並木座長 | 情報だけもらってもそれが使えないのであれば、たらい回しがされているのと同じこと。 |
| 白木委員 | 情報を提供する側も悪気があるわけでもないのに、お互い残念な関係になってしまいます。 |
| 齋藤委員 | 情報はどのように集めるのか。 |
| 事務局 | 市役所の中には専門の部署もあり、関係機関とも連携しながら情報を収集することになる。また、利用者の方から話を伺つていく中で新しい事業所やサービスの情報を蓄積していく。 |
| 越智委員 | 障害サービスの制度が措置から契約に移行している。措置の時代は行政が |

| 発言者 | 発言内容 |
|------|--|
| | <p>決めてくれたサービスを使う形だったが、今は事業所との契約で決めていく。自分で決められる反面、情報が得られる人とそうでない人で差が生じている。情報を使えるかどうか吟味するのは親には大変な作業。サービスを利用した人の感想などのフィードバックを情報として蓄積し、提供できるといい。障害のある子の親は、自分が死んだらどうなるかずっと考えている。いざという時に対応してくれるところがあるとよい。親が介護で長期不在になることもあるので、親は親の動きができる安心材料としても、いざという時にはここがあるという場所があつてほしい。情報提供した後、「その後どうなりましたか」と聞いてもらえるだけでも親の受け取り方は違う。</p> |
| 並木座長 | <p>事業所の生きた情報は顔を合わせて取って行かないと集められない。コーディネイト機能が必要。</p> |
| 越智委員 | <p>レスパイトの事業所が少ないので、センターにその機能があると心強い。</p> |
| 新井委員 | <p>相談支援の組み立てが大事。この子が何に困っているかが相談の入り口だが、背景にはその子自身の抱えている障害や家庭のこと、他の子との関係、学級経営の問題や家族のレスパイトの問題があるかもしれない。当事者には大変な状況というのは分かるが、何をどうしてほしいかが分からぬことが多い。どこに支援を当てたらよいかの視点で支援を組み立てる機能が、相談には大事。いろいろな支援、相談窓口があるが、そこをうまく調整する機能をセンターには期待したい。基幹型の役割かもしれないが。当事者の親は、自分にレスパイトケアが必要と思わない。誰かが気付いてあげるか、結んであげるか、それは保育課や訪問支援なのか、その入り口でいかにキャッチしてここにつなげるかの相談機能に期待する。一時預かりは緊急避難的なもの、常設のサービス、いずれでの実施になるのか。狭山市の自立支援協議会では地域生活拠点が話題になっている。親亡き後の 6080 問題に対応する事業ではあるが、入間市では何か考えているか。</p> |
| 事務局 | <p>一時預かりの具体的な内容は決まっていない。14 時以降の施設活用として、通所者のサービスとしても、通所利用していない人向けのサービスとして実施することも考えられる。いずれにしても 32 年度から実施できるか分からない。</p> |
| 並木座長 | <p>地域生活支援拠点については、次回報告してください。</p> |
| 桂川委員 | <p>情報提供にはコーディネイトの文言を入れるのもよい。あくまで利用者が決定の主体というところは奪ってはいけない部分。それをこちらで引き受け良し悪しはあるが、とはいへ情報を得る能力がある親はどんどん利用できる一方、置いていかれる人がいる現実もあるので、コーディネイトしてアクションを起こせるようにというものがあるとよい。通所事業でのレスパイト</p> |

| 発言者 | 発言内容 |
|-------|--|
| 事務局 | ケア対応で一部単独通所の条件見直しはあるが、現在の条件とは。条件は4つあり、年長児であること、利用2年目以降であること、保育所等併用していないこと、週2回以上利用していること。 |
| 桂川委員 | 条件付きでのサービス提供が家族の成長を支える意味もあるが、飯能市では、保育園に入れない人向けに無条件で年8回利用できるリフレッシュ保育のような仕組みがある。条件付きのレスパイトと回数限定でも無条件で利用できる仕組みの両輪でできるとよい。 |
| 並木座長 | 次に、家族支援について事務局より説明をお願いします。 |
| 事務局 | 資料1-(1) - ②家族支援についてを用いて説明 |
| 越智委員 | センターで全部やろうとするのは大変なので、親の会や健康福祉センターの登録団体に声を掛けながらやったらよいと思う。親の会も単独で事業を呼びかけるのは大変。ダウン症やADHDなどの障害の種類でも会があり、いろいろな年齢層の親がいる。そこに呼びかけて一緒に取り組むとよい。きょうだいのことでもリアルにニーズがある。 |
| 海老澤委員 | 全て実現できたら素晴らしいと思う。 |
| 並木座長 | 家族支援の視点を取り入れ、家族が支援者や団体につながっていけるかに焦点を当て、何をしていくか、間口を広げられるか考えていけるとよい。 |
| 後藤委員 | 広報して親が相談に来やすい気軽に行ける雰囲気、環境を作ることが大事。 |
| 並木座長 | 次に、一般に向けた普及啓発について事務局より説明をお願いします。 |
| 事務局 | 資料1-(1) - ③一般市民への普及啓発についてを用いて説明 |
| 新井委員 | わかくさ特別支援高校では、障害者週間に合わせたイベントをやってい。取り組みを参考にしたり、一緒にやっていく考え方もあるといい。 |
| 桑野委員 | 関係者、興味関心のある方以外への啓発は重要なテーマ。世界自閉症啓発デー、発達障害啓発週間の取り組みは、近隣では所沢市、川越市、日高市で行っている。自分が実行委員として参加している所沢市は、運営がシステム化されているのでノウハウは参考にできると思う。 |
| 並木座長 | 所沢市では、事業所の垣根を越えて取り組んでいこうという雰囲気ができる |

| 発言者 | 発言内容 |
|-------|--|
| 桑野委員 | ているのか。 |
| 並木座長 | 人同士のつながり、関係性もそうだが、広報担当のグループ、安全管理のグループなど目標ごとにグループ化して全体を統括したり昨年の資料をもとに組織化されている。所沢特有のシステムではないので、仕組みを借りて参考にしたら入間でも出来ると思う。 |
| 桂川委員 | ぜひ、入間でも考えてほしい。 |
| 後藤委員 | 子どもが理解できると、長い目で見たとき、理解してくれる地域住民が増えていく。学校への出張講座など。障害にも身体障害、精神障害、内部障害とあって、町で出会ったときどう理解すればいいのか、どんなことに困っているのかをアリティをもって伝えられると、少しずつまち全体の障害に対する見方が変わってくるかもしれない。 |
| 並木座長 | 「総合的な学習」では福祉について調べたり学んでいる。社会福祉協議会に協力を依頼して障害のある方の講演や車いすの体験などの活動をしている。児童発達支援センターの活動と関わっていけるとよい。 |
| 事務局 | 次に、児童発達支援センターの基本理念と役割について事務局より説明をお願いします。 |
| 桑野委員 | 資料 1-(2)児童発達支援センターの基本理念と方針について（案）を用いて説明 |
| 並木座長 | 「質の高い」「専門性の高い」「最先端の知見に基づいた」などの質的な表現を入れてはどうか。質が重要な事業で、情報を提供するにも使える情報を提供しないと結局質の高い支援ができない。質は主観が入るので、公的な機関では評価しにくい。理念に入れ込むしかない。理念には質に関する文言が入っているといいのではないか。 |
| 桑野委員 | 過不足ないのではないか。 |
| 桂川委員 | 十分カバーできていて、これでよいのではないかと思う。 |
| 齋藤委員 | 「切れ目ない」が入っているのでよい。 |
| 海老澤委員 | 保護者としても「切れ目ない」があれば安心できる。長かったり難しい言 |

| 発言者 | 発言内容 |
|-------|---|
| 越智委員 | 葉を使っても読んでもらえない。 主語はセンターか。センターはこういうことをするということか。 |
| 事務局 | センターを整備するまでの理念なので、そのような書き方とした。 |
| 越智委員 | 「関係機関が連携し」だと他に任せてしまう印象を受ける。 |
| 白木委員 | いっそ「関係機関が連携し」は取ってしまってもよい。パッと見て相談に乗ってくれる場所なのかなと思える。家族への支援も方針に入っているのでよい。家族も困っているので相談できる先がほしいと思っている。 |
| 越智委員 | 「関係機関」が引っかかる。 |
| 並木座長 | 事業方針に入れた方がいいのかなと思った。 |
| 海老澤委員 | 「関係機関」というと難しく聞こえてしまう。 |
| 白木委員 | そこまでの障害ではないと思ってしまうかもしれない。 |
| 新井委員 | 分かりやすい方がよい。早期支援の視点がどこかにあるとよいが、方針に「子育てを応援する」とあるので、それでよいかと思う。 |
| 並木座長 | 次に、センター事業の実施主体について事務局より説明をお願いします。 |
| 事務局 | 資料1-(3)センター事業の実施主体についてを用いて説明 |
| 桑野委員 | 支援の質を考えるなら民間事業者の方が小回りが利く。公的機関は守らなくてはならないルールがあるので、それが質を高めようとするときの障壁となることがある。民間にはそれがほとんどないので、ダイレクトに質を高めることがしやすい。事業の中身をよくする、質を高めるなら民間委託がよい。事業ごとに委託先を変えてもよいし、民間委託が難しいときに直営を考えたらよいと思う。 |
| 並木座長 | 支援の軸足をどこに置くかという意見があつたが。 |
| 桑野委員 | 重度児や医療的ケア児の受け入れにはノウハウやスタッフが必要。そのような体制を作るかどうか。ノウハウを得たいならノウハウを持っている事業者とスーパービジョン業務を委託してノウハウの提供を受ける体制を工夫することも可能だと思う。 |

| 発言者 | 発言内容 |
|-------|---|
| 越智委員 | <p>ここ何年かで放課後デイサービスなどの児童サービスが増えてきた。以前は預け先が無くて親がついて行くのが普通だった。時代が変わって家庭の事情も変わっている。親子で経験してきたからこそその親の元気さがあると思う。大事な時期なので公的なところがやっているという安心感はほしいが、親が頑張れと言われた時代から地域で育てていきましょうという背景に代わっている。どういうのがよいか判断は難しい。</p> |
| 白木委員 | <p>利用者は直営か民間委託なのか考えたことがない。元気キッズで考えるなら今と同じような変わらないところが選べるか。専門性が高いところに委託した方がいい状態でスタートできる。ただ、相談の最初の入り口は市が対応してくれると感覚的に安心できる。</p> |
| 海老澤委員 | <p>自分が元気キッズを紹介されたときは、キッズの先生が気軽に教えてくれた。就学のときは教育研究所の人人が力になってくれた。最終的には人。委託でも直営でも質が高ければ信頼関係は作れると思う。専門的なものは専門の方に任せるのがよい。</p> |
| 桂川委員 | <p>委託したときに質を保障するシステムをどうするか。民間事業者は自分たちのやっていることをリフレクションしながら新しいことをやっていく事業者ばかりではない。形式上は整っていて法律的にクリアしても内容に疑問を感じる事業所もある。質を保障するアイデアがあれば教えてもらいたい。</p> |
| 事務局 | <p>委託の形式を取ったとしても、丸投げせずに関わり、監督していく。困難ケースには市の関係課へのつなぎやコーディネイトをしながら民間の専門性を取り入れてサービスを展開できたらと考えている。</p> |
| 桂川委員 | <p>現状そうだと思うが、それでもなお、どうなのかなと思う事業所をみると仕組みとして考える必要があるように思う。</p> |
| 並木座長 | <p>基幹型相談支援事業所も市の委託事業。相談の質の向上と体制整備、地域のネットワークづくりが業務となっている。形のないものをつくる事業で、行政のバックアップがないと我々だけでは何かをやりたいと思っても動かない。行政と共に進めていく必要がある。バックアップが十分でないと看板だけ掲げても意味のあるものにならない可能性がある。所沢市では行政の方に、センターに対するしっかりしたビジョンがあって、積極的に介入していた。委託直営どちらにしてもしっかりしたビジョンがあって、一緒に動く行政の人がいて初めて進んでいく。役割・機能を明確にする必要がある。</p> |
| 事務局 | <p>行政が担うべき責務のイメージがつかめた気がする。</p> |

| 発言者 | 発言内容 |
|------|---|
| 桑野委員 | 質をどう担保するか、民間に委託した後も市が関与するにしても、質の評価は最終的には評価者の主觀なので、評価者と被評価者の仲がいいからと邪推されたりする。桂川委員が言うようにシステムやルールを整備できるといい。児童発達支援ガイドラインの文言に従っているかで判断するのも一つの基準。国では児童発達支援や放課後等デイサービスの質のばらつきを問題視しており、質を評価するためのシステムや評価項目の策定を研究中である。契約時だけでなく、一定期間ごとに契約の見直しをするとよい。東村山市の子育て総合支援センターは3年ごとに再評価、公募プレゼンして評価者が点数をつけることをしている。一定期間ごとにプレゼンさせて事業者を変えることも念頭に置いて評価する。評価の基準は国がつくったガイドラインという形がよいのではないか。 |
| 後藤委員 | 切れ目のない支援をすべての子どもにと考えると、情報の連携や人のつながりは大事な部分。公的な立場にいると民間の方に情報を伝えることがしづらい部分がある。我々も意識を変えて、システムを変えていかないとと思う。そこをしっかりとしないと学校や保育とセンターとの間に壁ができたり、民間と公共の間で壁ができてしまう。せっかくいい理念を作って支援していくとしてもうまく進まなくなるので配慮が必要。 |
| 並木座長 | 最後に自由意見はありますか。私からは利用者の立場に立ったセンターであってほしいと思います。例えば、土曜、日曜や20時までの開所など。 |
| 桂川委員 | 職員体制を考えたとき、心理職は長年問題があつて、臨床心理士という民間資格でやってきたが、今般国家資格の公認心理士が誕生した。医療分野ではそちらにシフトしていくことが分かっているので、職員体制に心理職を入れるときは臨床心理士に公認心理士を追加する、あるいは「心理士等」と大きく括るなどしておくとゆくゆく良いと思う。 |
| 並木座長 | すべての議題が終了しましたので座長を降ろさせていただきます。委員の皆様のご協力ありがとうございました。 |
| 事務局 | 次第5 事務連絡 次回会議の日程、内容について説明 |
| 並木座長 | 皆さんの意見をお聞きするのは今日が最後で、次回以降は市がまとめた案に対しての協議となるかと思います。大詰めになりますが忌憚のないご意見をお願いできればと思います。 |

議事のてん末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

平成 25 年 2 月 13 日

議長の署名 並木範一

議長が指名した者の署名 海老澤 小真紀